

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その54)

「健康増進法の一部を改正する法律」の 政省令・告示が公布されました

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

平成31 (2019)年 2月22日、ついに「健康増進法の一部を改正する法律」に関する政省令・告示が公布されました。

今回の公布で明確にされたこととして、まず、「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、

屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となること、が定義されました。海外の法律で、屋根に覆われ2面以上の壁で囲われた空間、に相当します。

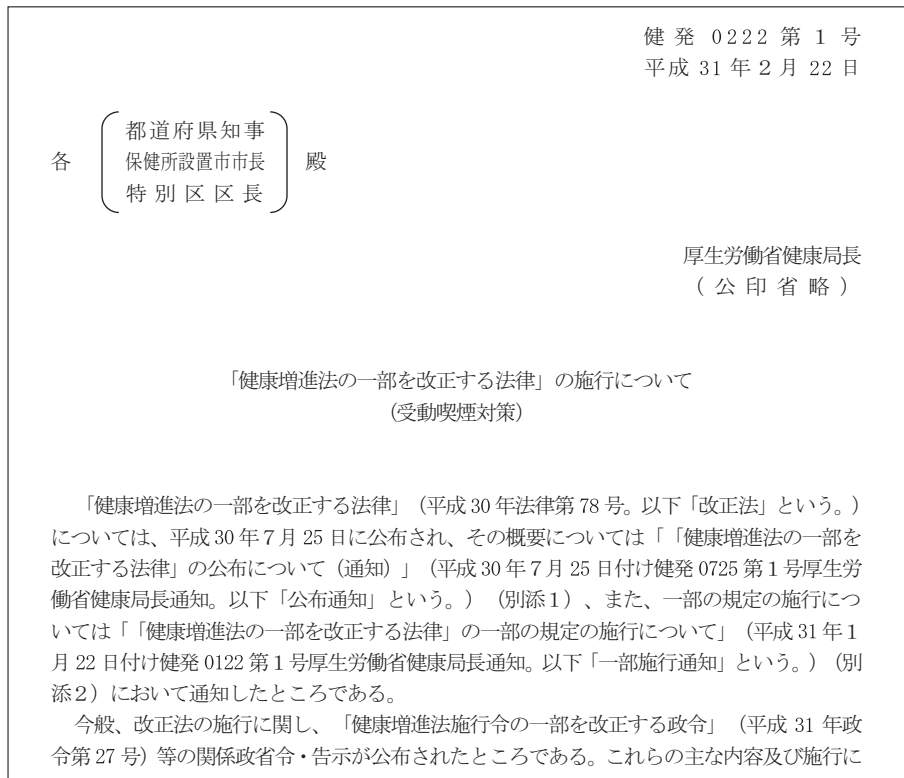


図 1. 改正健康増進法の詳細を解説する政省令・告示の公布

昨年、概要が示された段階から解説してきておりましたが、第一種施設(病院、学校、児童福祉施設等、行政機関)として原則敷地内禁煙となるのは、まず、学校教育法で定義された大学、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発大学校、水産大学校、海上技術学校、国立看護大学校、陸上自衛隊高等工科大学校、海上保安大学校、児童福祉法、あん摩、美容師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師の養成所、歯科衛生士養成所、養護教諭、特別支援学校、栄養教諭の教員養成機関、社会福祉、自動車整備士、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、青少年教育振興機構法、農業改良助長法、学校教育法、医療法、薬機法、介護保険法、難病の患者に対する医療等、施術所、児童福祉法、母子保健法、就学前の子ども、少年院、少年鑑別所に規定される18種類の施設（一部省略してあるので原文をご覧ください）、および、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎として中央官庁、都道府県庁・市町村の庁舎、その関連施設であることが示されました。

第一種施設に設置が容認される「特定屋外喫煙場所」の条件として、

- ・喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別する必要がある、例えば、パーティション等による区画が考えられる。
- ・喫煙をすることができる場所として標識例を掲示すること(図2)。

本誌で図3のような「通称、公衆煙所」を過去に紹介しましたが、設置する場合には図2のような標識が必要となります。改正法により多くのレストランや居酒屋が禁煙化される都会の繁華街では、必要悪としてこの様な設備は「あり」と思いますが、病院や学校、行政機関には望ましくないことについて以下のように触れられています。

- ・第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。例えば、建物の裏や屋上など喫煙のために立ち入る場合以外には通



図2. 改正法別添で示された特定屋外喫煙場所の標識例

常利用することのない場所をいう。

- ・近隣の建物に隣接するような場所に設置しない配慮する。
- ・第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。



図3. 横浜市桜木町駅前の喫煙コーナー

さらに、すべての施設の「喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む）については、当該娯所の利用者の望まない受動喫煙を防ぐという改正法の目的に鑑み、特定施設等と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならないこ

と」とされています。

秋田県庁は本誌2018年12月号で紹介したように改正法を精神を汲み取って、昨年10月から敷地内禁煙、周辺道路も禁煙、職員は出張中の職員を含め就業時間中の喫煙禁止を実行しています。一方、静岡市の清水区と駿河区は図4のように屋外に喫煙所を残す、という残念な決定を下してしまいました。さて、北九州市にも渡り廊下の2階部分に喫

4月から敷地内禁煙 静岡市清水庁舎、駿河区役所

3/5(火) 8:20配信



静岡市の平松以津子保健福祉長寿局長は4日の市議会2月定例会で、市役所清水庁舎と駿河区役所を4月から敷地内禁煙にすると明らかにした。市役所静岡庁舎は4月から屋内禁煙、7月から敷地内禁煙とする。大石直樹氏（公明）の代表質問への答弁。

7月1日に施行される健康増進法の改正に伴う対応。清水庁舎と駿河区役所は3月末までに喫煙所を完全撤去する。静岡庁舎は6月末までに3カ所ある喫煙所を撤去し、同法で例外として認められている施設利用者が通常立ち入らない建物裏に喫煙所を設ける。

2020年4月1日から屋内禁煙となる生涯学習施設やスポーツ施設など他の市施設も現状を把握し、順次対応する。

市は民間事業所に対しても改正法の周知徹底を図る。市健康づくり推進課は「市内で法違反になる施設がでないよう啓発、指導するのが市の役割。望まない受動喫煙をなくさなければならない」としている。

図4. 清水区と駿河区は特定屋外喫煙場所を設置予定(残念！)

煙室があります（図5）。内部は大量のヤニが付着する劣悪な環境であり、このような部屋の清掃をさせられる業者の健康が心配です。その1階部分と紫川方向の駐輪場に隣接して喫煙コーナーがあり、近づくとタバコ煙の曝露を受けます。今年7月までに市役所と区役所の喫煙場所を全廃し、秋田

県庁と同様の措置を取ることに期待しています。医師会として、市民として、北九州市の行政機関が敷地内全面禁煙となるように働きかけていきましょう（第二種施設については次号以降で解説予定）。



図5. 北九州市本庁舎の喫煙コーナー
議会棟との連絡通路2階の喫煙室、大量のヤニが付着



図6. 北九州市本庁舎、連絡通路下と紫川方向の駐輪場に隣接する喫煙コーナー